

# 学費・奨学金

## 学費・その他の諸費（2020年度入学生）

2021年度入学生学費・その他の諸費は未定です。決定次第本研究科ホームページでお知らせします。

(単位:円)

	年 額		
	初年度	2年目	3年目
入学金	200,000	—	—
授業料	1,055,000	1,145,000	1,145,000
教育充実費	225,000	225,000	225,000
その他諸費	5,000	3,000	3,000
合 計	1,485,000	1,373,000	1,373,000

- 学費・その他の諸費は2期(春・秋)に分けて半額ずつの納入となります。
- 本学の学部あるいは大学院博士課程前期課程または修士課程から、ロースクールに入学した者は、入学金が半額免除されます。
- やむを得ない事由で学費を期日までに納入できない場合のために、学費の分納・延納制度があります。

単位制学費	標準修業年限(既修者2年間、未修者3年間)を超えた方を対象に、以降の学費については、履修した単位数に応じて授業料を支払う「単位制学費」制度を導入しています。なお、休学期間は標準修業年限に含まれません。
-------	--

## 日本学生支援機構奨学金（貸与）

- 資格:優れた学生であって経済的理由により修学に困難がある者。(日本学生支援機構)
- 採用人数:日本学生支援機構からの内示による。
- 採用期限:原則、標準修業年限内。(1年ごとに継続審査あり)

※ 機構一種、二種および本学法科大学院支給奨学金との併用受給も可能。  
 ※ 年1回の奨学金継続願を提出しなければならない。

### ▶ 貸与奨学金概要

	家計基準	貸与額	利子
一種	<b>収入基準</b> 前年度の本人収入が <b>299万円</b> 以下であること。	<b>奨学金額</b> 以下の貸与月額から選択 ■ 50,000円 ■ 88,000円	無利子
二種	<b>収入基準</b> 前年度の本人収入が <b>536万円</b> 以下であること。	<b>奨学金額</b> 以下の貸与月額から選択 ■ 50,000円 ■ 80,000円 ■ 100,000円 ■ 130,000円 ■ 150,000円	有利子

※ 本人収入とは:出願者本人が得た収入のこと(アルバイト収入、父母からの給付、奨学金等)

## 関西学院大学法科大学院支給奨学金

標準修業年限内はすべての学生に奨学金が支給されます。

皆さんの実質学費負担額は、国立大学ロースクールの学費相当かそれ以下になります。

- 春学期と秋学期2回に分けて半額ずつ支給します(入学支給は、入学初年度のみ支給)。
- 特別支給、第1種支給は、1年ごとに支給継続の審査があります(成績不良の場合は継続不可)。
- いずれの奨学金も、標準修業年限を超えた時点で支給は停止され、採用の対象外となります。
- A日程特別支給と入学支給の場合を除き、採用される法科大学院支給奨学金は1つです。
- 大学早期卒業者(飛び級を含む)がA日程入試(法学未修者)で入学した場合、入学初年度の支給継続の審査を免除します。**  
(進級不可の場合は継続不可)

### ▶ 支給奨学金概要

種類	金額	内容	種類	金額	内容
入学支給	200,000円 <small>(国学出身者以外)</small>	入学金相当額	第1種支給	640,000円	学費半額相当額
	100,000円 <small>(国学出身者)</small>		第2種支給	640,000円	学費半額相当額
特別支給	1,280,000円	学費全額相当額	第3種支給	476,000円	学費全額から国立大学ロースクール学費との差額相当額

※2020年度初年度学費を基にした実績

		採用人数	各自の実質負担金額(初年度)		採用期間
入学時採用	A日程	入学支給 特別支給	合格者 全員	入学金(200,000円) + 学費・その他諸費(1,285,000円) - 入学支給(200,000円) + 特別支給(1,280,000円) = 負担金 5,000円	標準修業年限内 <b>未修:3年間</b> <b>既修:2年間</b>  1年ごとに支給継続の審査があります。
	B・C・D日程	特別支給	B・C合わせて 4名程度	入学金(200,000円) + 学費・その他諸費(1,285,000円) - 特別支給(1,280,000円) = 負担金 205,000円	
		第1種支給	B・C・D合わせて 6名程度	入学金(200,000円) + 学費・その他諸費(1,285,000円) - 第1種支給・第2種支給(640,000円) = 負担金 845,000円	
在学中採用	在学生	第2種支給	2名程度 入学年度春学期成績、2年次以降前年度成績でそれぞれ選考します。		標準修業年限内 当該年度のみ (毎年選考)
		第3種支給	上記いずれの支給奨学金にも採用されなかった方(ただし、標準修業年限を超えた者は除く)	入学金(200,000円) + 学費・その他諸費(1,285,000円) - 第3種支給(476,000円) = 負担金 1,009,000円	標準修業年限内

※ 次年度以降の奨学金額は授業料の額によって変動します。